

令和8年7月22日

市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託及び
【債】白井市コミュニティバス運行業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答について

No.	質問事項	質問内容	回答
1	「市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託」仕様書 4（2）	ダイヤ案までを作成することになっておりますが、変更はどの程度認められますでしょうか。 従業員との協議やもろもろの調整も必要になりますので、現時点でのダイヤ案という認識でよろしいでしょうか。	「市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託」仕様書の別紙「コミュニティバスのダイヤ等改正案作成に向けた基本的な考え方」で記載をしている方針に基づき、ダイヤ案等の作成をしていただくこととなります。 ダイヤ案作成後は、令和10年9月の運行開始までの間に、協議会意見・市民意見等に基づく修正や、運行環境の変動が生じる可能性があります、そのような修正・変動の可能性を前提として、本委託期間中に必要な社内調整等を行っていただき、少なくとも現時点の状況においては、令和10年度に十分実現可能と言えるダイヤ案を作成してください。
2	「市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託」仕様書 4（3）	運賃については事業者からの提案をしてよろしいのでしょうか。	運賃については、市及び白井市地域公共交通活性化協議会運賃協議会分科会で検討を実施するため、本業務には含まないものとしておりますが、割引制度及び決済方法の提案に際して、運賃にも言及が必要となった場合は、必要な範囲で運賃の変更について言及していただいても構いません。

3	実施要領 6	「市街化区域を主対象とした最適交通モード導入に向けた調査・計画業務委託」の金額について、設計書及び仕様書の内容を拝見したところ、上限額及び下限額が過大と見受けられますがいかがでしょうか。	(8月21日追記) 実施要領に記載のある上限額及び下限額に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。 上限6,999,384円 下限4,899,568円
---	--------	--	--

以上